



LEGAL UPDATE

2022年2月

商品ラベルに関する43号政令を改正する政令第111/2021/ND-CP号

政府は、2021年12月9日に商品ラベルに関する政令第43/2017/ND-CP号（43号政令）を改正する政令第111/2021/ND-CP号（111号政令）を發布した。111号政令は2022年2月15日から施行される。本稿では、111号政令の主要な内容について紹介する。

1. 適用対象

43号政令の適用対象は、国内流通品および輸入品に限られている¹が、111号政令では、商品ラベル上の情報、表示方法および国家管理に関しては、輸出品も規制対象に追加されている²。

さらに、111号政令では、第三国への輸出のために保税倉庫に保管される輸入品が新たに適用対象外とされた³ほか、43号政令では国内で消費されない輸出品は適用対象外と明記されているが、111号政令ではこの規定が削除された。

2. 電子的方法によるラベル（e-ラベル）

111号政令は、商品ラベルの必要的記載事項について、はじめて電子的方法によるラベル（e-ラベル）の利用を認め、電子的に表示することができる内容は今後制定される科学技術省の通達により定めるものとした⁴。

3. 必要的記載事項

43号政令は、全ての商品のラベルに関する必要的記載事項を規定している⁵が、111号政令では、(a) 国内で流通している商品、(b) ベトナムに輸入される商品、(c) 輸出される商品、の3つの区分ごとに異なる規定を置いている⁶。

具体的には、(b) の輸入・国内販売商品については、原産地が特定できない場合、最終加工地を記載するものとし、商品のラベルに「外国で商品について責任を負う組織・個人または商品を生産する組織・個人」が表示されていない場合、これらの事項を輸入通関申請書に記載しなければならない。また、(c) の輸出され

¹ 43号政令第1条1項

² 111号政令第1条2項

³ 111号政令第1条1項

⁴ 111号政令第1条5項

⁵ 43号政令第10条

⁶ 111号政令第1条5項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



る商品については、輸出先国の法令に適合したラベルを貼付するが、「商品の原産地」が記載される場合、111号政令において定められた商品の原産地に関する規定を厳守しなければならない、さらに、輸出される商品のラベルには国家間紛争その他ベトナムの治安・政治・経済・社会・外交関係・伝統に影響するセンシティブな画像または情報を掲載してはならないとしている⁷。

このほか、ラベルの使用言語について、43号政令は、すべての商品のラベルに記載される必要的記載事項がベトナム語で表示されなければならないと定めた⁸が、111号政令は、国内で消費されない商品に限り、外国語で必要的記載事項を表示できるとした⁹。

4. 商品の原産地

111号政令は、商品の原産地を特定できない場合は、商品の原産地の代わりに、商品ラベルに最終加工地を記録するものとする。最終加工地とは、組立・密封包装・混合・完成・梱包・ラベル貼付のいずれかが行われた地およびその所在国により表現され、原産地または最終加工地の国名は略語で書くことが禁止される¹⁰。

5. 経過規定

111号政令によれば、43号政令に規定に従って表示されたラベルを有し、111号政令の施行日前にベトナムに流通された商品は、111号政令の施行日以降、ラベルに表示された消費期限まで、流通・使用できる。ただし、ラベルへの有効期限の記載が法令上義務付けられていない商品については、無期限に流通・使用が認められる。また、43号政令に基づいて、111号政令の施行日前に印刷・製造されたラベル・パッケージは、111号政令の施行日から2年間に限り、商品製造において使用できると規定する¹¹。

⁷ 111号政令第1条5項及び43号政令第18条2項

⁸ 43号政令第7条1項

⁹ 111号政令第1条3項

¹⁰ 111号政令第1条7項

¹¹ 111号政令第1条9項



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.